

菊池市(熊本県)

(2005年9月9日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年3月22日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：52,636人(高齢化率 ⁽²⁾ 23.4%)	面積 ⁽³⁾ ：276.66k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：60人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：613人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：23,970,282千円		
うち、地方税4,601,673千円、地方交付税7,125,000千円		
合併特例債発行予定額 23,694百万円／同限度額 24,990百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業20.6%、第二次産業29.1%、第三次産業50.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数(※欠員1名のため、特例期間中の議員数は59名)。 (5)：職員課調べ。
 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧菊池市	27,342人	24.5%	182.60 k m ²	20人	264人	0.40	88.5%
旧七城町	5,838人	26.2%	20.50 k m ²	14人	70人	0.26	73.9%
旧旭志村	5,407人	25.4%	46.59 k m ²	12人	63人	0.28	94.0%
旧泗水町	14,049人	19.2%	26.97 k m ²	14人	105人	0.40	81.6%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況> 地方分権の進展、少子高齢化など大きく変化する社会的潮流の中で、行財政基盤を充実強化することにより、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑦財産の取扱い> <最も重視したことの具体的な内容> 以前に、菊池郡市(8市町村)からなる合併検討会が解散しているため、合併する関係市町村間の住民の理解を得ることを重視した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員> <合併推進の具体的な活動> 首長及び議会が一体となり、情報の共有を図りながら合併を推進した。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
菊池郡市（8市町村）の合併を検討する場として、県地域振興局を事務局とした「菊池地域市町村合併検討会」が設置され、8回の検討会にて合併の枠組み等が検討された。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
現在、新たな合併協議は行っていない。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、⑥広域連合の構成市町村の一部	
(4) 合併の端緒	
2002年4月、菊池市長及び議長名で3町村へ合併検討の場設置を要望	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年8月1日～2003年11月24日）	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各5名、都道府県職員（熊本県菊池地域振興局長）、教育長1名ずつ 計45名
運営上の工夫	特になし。
(6) 法定協議会（設置期間：2003年11月25日～2005年3月21日）	
住民発議等	<input checked="" type="checkbox"/> （直接請求・ <input checked="" type="checkbox"/> 住民発議（一般住民が中心））・無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各5名、都道府県職員（熊本県菊池地域振興局長）、教育長1名ずつ 計45名
運営上の工夫	特になし。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫>	
特になし。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	03年11月 03年11月 04年5月 04年3月 04年9月
合意：	03年11月 04年2月 04年7月 04年4月 04年10月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
難航した項目はなかった。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
対等に合併することで住民、議会の理解を得るため。	
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>	
2005年3月22日合併協議会における協議の進捗状況および合併日の前日が祝日を含め3連休となることから、事務所移行の為の電算試運転等が通常の週末より1日送れるため。また、年度末の窓口業務が少しでも少ない時期を考慮した。	

<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無</p> <p>決定手続：新市名称及び市章候補選定小委員会を設置し、公募により名称候補募集、2度の候補選定を実施、5点を選定後、協議会へ提案し決定した。</p> <p>選定理由：全国的に知名度が高く、伝統・文化の由緒ある歴史的名称であり、また「菊池」としてのブランドも確立しており、経済的にも大きな財産であり、この財産を後世に継承して行くべきであるため。</p>																																																
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設 <input checked="" type="checkbox"/> ・新規建設</p> <p>新事務所の位置は職員配置等の理由により旧菊池市役所とした。なお、合併後3年を目標に新庁舎を建設すると法定協議会で確認している。また、新庁舎建設候補地は、地理的（旧市町村舎）に、ほぼ均等の場所に位置することが考慮された。</p> <p>（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）</p> <p>旧菊池市役所庁舎に新事務所及び菊池総合支所を設置。旧七城町、旧旭志村、旧泗水町それぞれの役場を総合支所とした。</p>																																																
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>（新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）</p> <p>正の財産は1つあり、問題にはなしたが、最終的に新市に引き継いだ。負の財産はなし。</p>																																																
<p>（8）新市建設計画</p>																																																
<p>計画の期間：10ヵ年</p> <p>理由 普通交付税の合併算定替期間および合併特例債の有効期限が合併後10年間とされていることから、10年を策定期間とした。</p>																																																
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>特になし。</p>																																																
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>地方税の取扱いの中で、固定資産税については、市と3町村の税率に差異があり、不均一課税の税率設定が難航した。また、議員報酬においても市と3町村議員の報酬額に、かなりの差異があったため調整は難航した。</p>																																																
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>特徴は、新市のまちづくり理念を「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」に設定したこと。工夫した点は、財政計画中10年間の普通建設事業費を4市町村で按分したこと。</p>																																																
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容></p> <p>旧四市町村の総合計画と国、県の計画等との整合性を図った。</p>																																																
<p>単位：百万円 ()は%</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合併前 (2002年度)⁽¹⁾</th> <th colspan="3">財政計画</th> </tr> <tr> <th>2005年度</th> <th>2009年度</th> <th>2014年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入合計</td> <td>24,688</td> <td>24,117</td> <td>25,637</td> <td>20,628</td> </tr> <tr> <td> 地方税</td> <td>4,811(19.5)</td> <td>4,878(20.2)</td> <td>4,766(18.6)</td> <td>4,806(23.3)</td> </tr> <tr> <td> 地方交付税</td> <td>8,807(35.7)</td> <td>7,499(31.1)</td> <td>6,821(26.6)</td> <td>7,722(37.4)</td> </tr> <tr> <td>歳出合計</td> <td>23,424</td> <td>24,177</td> <td>25,673</td> <td>20,628</td> </tr> <tr> <td> 人件費</td> <td>4,725(20.2)</td> <td>4,572(17.4)</td> <td>4,362(17.0)</td> <td>4,066(19.7)</td> </tr> <tr> <td> (参考:一般職員数)</td> <td>(502人)</td> <td>(613人)</td> <td>(597人)</td> <td>(577人)</td> </tr> <tr> <td> 公債費</td> <td>2,998(12.8)</td> <td>2,795(11.6)</td> <td>3,076(12.0)</td> <td>3,734(18.1)</td> </tr> <tr> <td> 普通建設事業費</td> <td>4,881(20.8)</td> <td>5,071(21.0)</td> <td>6,939(27.0)</td> <td>1,559(7.6)</td> </tr> </tbody> </table>	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画			2005年度	2009年度	2014年度	歳入合計	24,688	24,117	25,637	20,628	地方税	4,811(19.5)	4,878(20.2)	4,766(18.6)	4,806(23.3)	地方交付税	8,807(35.7)	7,499(31.1)	6,821(26.6)	7,722(37.4)	歳出合計	23,424	24,177	25,673	20,628	人件費	4,725(20.2)	4,572(17.4)	4,362(17.0)	4,066(19.7)	(参考:一般職員数)	(502人)	(613人)	(597人)	(577人)	公債費	2,998(12.8)	2,795(11.6)	3,076(12.0)	3,734(18.1)	普通建設事業費	4,881(20.8)	5,071(21.0)	6,939(27.0)	1,559(7.6)
合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画																																															
	2005年度	2009年度	2014年度																																													
歳入合計	24,688	24,117	25,637	20,628																																												
地方税	4,811(19.5)	4,878(20.2)	4,766(18.6)	4,806(23.3)																																												
地方交付税	8,807(35.7)	7,499(31.1)	6,821(26.6)	7,722(37.4)																																												
歳出合計	23,424	24,177	25,673	20,628																																												
人件費	4,725(20.2)	4,572(17.4)	4,362(17.0)	4,066(19.7)																																												
(参考:一般職員数)	(502人)	(613人)	(597人)	(577人)																																												
公債費	2,998(12.8)	2,795(11.6)	3,076(12.0)	3,734(18.1)																																												
普通建設事業費	4,881(20.8)	5,071(21.0)	6,939(27.0)	1,559(7.6)																																												

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
旧菊池市で、市域の一部を都市計画区域として用途地域を定めていた。また、旧泗水町は町域全体を都市計画区域としていた。都市全体のバランスを考慮した、都市計画区域の見直しが必要となる。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全 15 号。配布方法：行政区長に依頼し配布・郵送） ・住民説明会の開催（延べ 77 回開催、参加人数不明） ・HP の開設（2004 年 2 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数不明） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名 称)：七城町住民投票 (時 期)：2004 年 8 月 24 日 (対象者)：七城町民 (方 法)：投票方式	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：熊本県合併特別交付金 7 億円 合併協議会県補助金 150 万円 合併関係市町村補助金 1 千万円（1 市町村当たり 500 万円） 人的支援：合併協議会に県職員 1 名の派遣。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	7,658 千円
委託内容	「ホームページ作成業務委託」「ホームページサーバー管理委託」「臨時職員派遣委託」「新市建設計画策定業務委託料」「市章デザイン精緻化等委託」「例規立案策定支援業務委託」

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 1 年 2 ヶ月)) ・ 無
その理由	現議員は、合併協議の経過を熟知していること。また各地域の実情を把握している議員が責任を持って一定期間、新市を見守る必要があること。また、住民アンケートの結果から「行政区域が広くなり、地域の声が反映されにくくならないようにしてほしい」との意見も多数あり総合的に検討した。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006 年 3 月 21 日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	特例を適用しなかった場合、新市発足後 50 日以内に設置選挙を実施しなければならなかった。その場合、最高 50 日間農業委員が存在せず、住民サービスの低下につながると懸念されたため。新市に 1 つの農業委員会を設置。合併前に選挙による農業委員会の委員であった者は、2006 年 3 月 21 日までの 1 年間、在任特例処置を適用。

(3) 三役		
旧菊池市	市長は新市の市長、助役、収入役は退職。	
旧七城町	町長、助役、収入役は退職。	
旧旭志村	村長は新市の職務執行者、助役は退職、収入役は不在。	
旧泗水町	町長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	定員適正化計画策定中。	
給与の調整	<給料表の統一> 国公行一表、行二表を適用、運用についても統一。 <給与の再調整・再計算> 旧自治体間における個人間の給与格差については今後調整を必要とする	
役職の調整	法定協議会において調整を行い、旧自治体の役職については極力尊重した形となった。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
4市町村とも従前の支所・出張所はない。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・無	
その理由	合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるため、合併前に、法定協議会協議により設置する事とした。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市町村民税 所得割	旧菊池市：標準税率×1.2 旧七城町：標準税率 旧旭志村：標準税率 旧泗水町：標準税率	2006年4月1日から菊池市の税率に統一。
法人市町村民税 法人割	旧菊池市：14.7% 旧七城町：12.3% 旧旭志村：12.3% 旧泗水町：12.3%	2006年4月1日から菊池市の税率に統一。
入湯税	旧菊池市：宿泊 150 円、日帰り 70 円 旧七城町：宿泊 150 円、日帰り 60 円 旧旭志村：宿泊 150 円 旧泗水町：宿泊 150 円	合併時から七城町の税率に統一。
固定資産税	旧菊池市：税率 100 分の 1.6 旧七城町：税率 100 分の 1.4 旧旭志村：税率 100 分の 1.4 旧泗水町：税率 100 分の 1.4	税率の統一については、新市において速やかに財政状況等を勘案し決定する。 なお、税率の統一までの期間については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し不均一課税とし、1市2町1村の現行の税率とする。

(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	現行のまま新市に引き継ぐ。2005年10月に統一予定。	
下水道料金	現行のまま新市に引き継ぐ。3年を目途に調整する。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
賦課徴収方法	旧菊池市：3方式 旧七城町：3方式 旧旭志村：3方式 旧泗水町：3方式	旧市町村がすべて同方式のため、調整する必要がなかった。
所得割	旧菊池市：9.70% 旧七城町：8.90% 旧旭志村：9.70% 旧泗水町：8.90%	2005年度中に調整予定。
資産割	なし	
均等割	旧菊池市：26,000円 旧七城町：27,000円 旧旭志村：27,400円 旧泗水町：27,400円	2005年度中に調整予定。
平等割	旧菊池市：31,000円 旧七城町：33,000円 旧旭志村：33,200円 旧泗水町：33,200円	2005年度中に調整予定。
(12) 介護保険事業 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧菊池市：3,775円 旧七城町：3,300円 旧旭志村：3,200円 旧泗水町：3,400円	2005年度までは現行(旧市町村の額)とし、2006年度(保険料改定年度)から統一する。
(13) 電算システムの取扱い (新規システムを構築した)		
整備方法	合併時に新規ネットワークシステムを統一して導入することとし、法定協議会に専門部会を設置した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無	
変更した場合、その内容と理由		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：4,300 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（12 月議会へ上程予定）
総合計画	策定作業中（3 月議会へ報告予定）
(3) 合併による効果	
<p><①住民の利便性の向上> 各種の行政サービスの享受や公共施設の利用等が広域的に可能となり住民の利便性が向上する。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化> 専任の職員や組織の設置等が可能となり高度かつ多様な施策が展開できる。</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 行政サービスの内容が充実するとともに安定的に提供できる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる> 支所機能、ネットワークの充実などで対応する。市制施行で組織や機能を強化し、迅速で多様な行政サービスの提供や地域振興を目指す。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する> 旧市町村ごとに地域審議会を設置し、地域間のバランスをとり、発展についてチェックする。また、地域交流・連携事業を促進する。</p>	
<p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる> 合併後にも、地域振興策（お祭りや行事等）の実施および住民自治の振興などを行い、それぞれの地域において育まれてきた歴史、文化、伝統などを尊重した地域づくりや、旧地名を残していく等の工夫をすることで各地域の個性を生かした町づくりを目指す。</p>	
(5) 残された課題	
<p>法定協議会において「合併後 3 年を目標に新庁舎を建設する」と確認がされている。</p>	

+